

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について

令和7年度税制改正において、「特定扶養控除」の見直し等が行われたことを踏まえ、国家公務員共済組合法等の運用方針の改正が令和7年10月1日に行われます。本改正では、19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を除く。）について、被扶養者認定に係る収入要件が、従来の「年間130万円未満」から「年間150万円未満」へと変更になります。なお、扶養手当の年間所得限度額（年間130万円未満）に変更はありません。

改正における注意点

- 扶養認定対象者の年齢の判断は年度単位ではなく、所得税法上の扶養親族の取扱いと同様に「その年の12月31日現在」で行います。
また、民法の規定を準用するため、誕生日の前日において年齢を加算しますので、誕生日が1月1日である者は、前年の12月31日に年齢が加算されます。したがって、令和7年10月1日（制度改正適用日）時点では平成15年1月2日生まれの者から平成19年1月1日生まれの者までが対象となります。

<扶養認定対象者の年齢の考え方>

	18歳 ▼	19歳 ▼	20歳 ▼	21歳 ▼	22歳 ▼	23歳 ▼
	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
	130万円未満	150万円未満				130万円未満
扶養認定 (収入要件)						

※19歳に到達する年をN年としています。

- 本改正は、令和7年10月1日に適用されます。令和7年10月1日時点で被扶養者として認定できる者がいる場合は、制度改正適用日である令和7年10月1日から原則5日以内に所属所の共済事務担当者へ被扶養者申告書と収入状況が確認できる資料（雇用契約書、給与支払証明書等）を提出してください。

➡ 次ページのQ&Aも御確認ください

Q1 今回の措置は、一時的措置でしょうか。

A1 恒久的措置となります。

Q2 19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を除く。）とありますが、今回の制度改革で対象となるのは学生のみということでしょうか。

A2 学生であることが認定要件ではありません。あくまでも、年齢によって判断します。

Q3 令和7年10月1日時点で20歳の子がいますが、年間収入で140万円を得ていたため、扶養に入れられませんでした。今回の改正により扶養に入れたいと思いますが認定手続を教えてください。

A3 制度改革適用日である令和7年10月1日から原則5日以内に所属所の共済事務担当者へ被扶養者申告書と収入状況が確認できる資料（雇用契約書、給与支払証明書等）を提出してください。

Q4 今回の改正内容に関する周知について、適用開始（事実発生）日から2か月を経過してから気がつきました。子（R7.10.1時点で20歳、年間収入150万円未満）を適用開始（事実発生）日まで遡って被扶養者の認定をしてもらえますか。

A4 事実発生日から30日を超えて被扶養者申告書が提出された場合は、所属所が接受した日が認定日となります。よって、本件は適用開始（事実発生）日まで遡及して認定することはできません。被扶養者認定の申告は、やむを得ない事情により5日以内の提出が困難である場合を除き、事実発生日から原則5日以内に所属所の共済事務担当者へ被扶養者申告書を提出することとされています。

Q5 年間140万円の収入のある子が23歳に到達する年の1月1日になると、被扶養者認定は手続をしなくても自動的に取り消されるのでしょうか。

A5 被扶養者認定取消の申告による手続が必要となります。事実発生日から原則5日以内に所属所の共済事務担当者へ被扶養者申告書を提出してください。

Q6 今回の制度改革は共済（健康保険）に関する扶養のみが対象で、扶養手当については変更がないという認識でよろしいでしょうか。

A6 共済（健康保険）制度のみの改正となります。扶養手当の年間所得限度額は130万円に変更ありません。